

一般財団法人英保良財団  
文化活動支援事業 募集要項

1. (主旨)

この要項は、当財団が串間市内において文化活動に取り組む団体に対して行う文化活動支援事業について必要な事項を記載しています。

- (1) 支援金額 最大10万円 (事業費の50%以内)
- (2) 給付方法 事業報告書等の確認後、指定の金融機関口座へ振り込みにて給付する。

2. (支援対象団体)

- 1. 市内に活動の拠点を置き、主に市内で活動を行っていること。
- 2. 団体は規則又は会則により運営上の規律が明確であること。
- 3. 政治活動及び宗教活動を目的とした団体ではないこと。
- 4. 団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと、構成員が同条第6号に規定する暴力団員ではないこと又は団体若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有していないこと若しくは同条第6号に規定する暴力団と密接な関係を有していないこと。

3. 支援対象経費

活動全般に係る経費。ただし飲食費は対象外とします。

4. 応募方法

団体

- (1) 文化活動支援金給付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体名簿
- (5) 団体規約

5. 応募期間及び申請書提出先

令和6年4月1日から令和6年9月末日までに書類を郵送または事務所に届けてください。

〒888-0001 串間市大字西方5740-1 (矢野不動産ビル3F)

一般財団法人英保良財団 「令和6年度串間の文化活動支援事業」事務局 宛

※応募期間は申請多数の場合、9月末日以前に締め切ることがあります。

6. 審査

提出された書類をもとに支援団体・個人として適切であるか、また計画がより広く市民のニーズを捉え継続的な活動を期待させる内容であるか等を基準に審査し速やかに結果をお知らせします。

※審査に当たり必要がある場合は追加資料を求めることがあります。

## 7. 事業報告

事業終了後、事業報告書を提出してください。計画との整合性を確認し支援金を支給します。

(1) 事業結果報告書

(2) 開催状況が分かる資料（収支計算書・領収書の写し・写真・新聞記事等）

## 8. 個人情報の取り扱いについて

提出していただいた個人情報は選考目的以外に使用することはありません。